|  |
| --- |
| 令和７年度　補助金等交付申請書年　　月　　日　　相模原市長　　あて住所又は所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請人　名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和７年度において次のとおり交付していただきたく、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則（以下「規則」という。）第4条第1項の規定により申請します。 |
| 1　　補助事業等の名称 | 　相模原市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 |
| 2　　補助金等の名称 | 　相模原市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金 |
| 3　　申請金額 | 円　 |
| 4　　添付書類 | (1)　訪問介護等サービス提供体制確保支援事業計画書(2)　経費別積算内訳表(3)　その他添付書類一式(4)(5) |

**※**　**氏名を本人が自署する場合は、押印不要です。**

自署又は押印がない場合は、内容等の確認をさせていただく場合がありますので、下記

に連絡先を記載してください。

連絡先　　　　　　　（　　　　　　　）

法人その他の団体で、自署又は押印がない場合は、上記連絡先のほか、本書類発行についての責任者氏名もあわせて記載してください。

責任者氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【市担当課処理欄】 | 確認方法 | 確認者 |
|  |  |

※　次の事項について了承の上、申請を行ってください。

１　事情変更による交付の決定の取消し等（規則第８条関係）

　　次に掲げる交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります（補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでありません。）。

（１）天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（２）補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合（その者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

２　計画変更の承認等（規則第１０条関係）

（１）交付の決定後、次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく補助事業等計画変更（中止・廃止）申請書を市に提出し、その承認を受けてください。

ア　補助金等の充当予算を変更しようとするとき。

イ　補助事業等の内容を変更しようとするとき。

ウ　補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

（２）補助事業等が予定の期間内に完成しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市に報告し、指示を受けてください。

（３）(１)及び(２)の場合には、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。

３　交付の決定の取消し（規則第２４条及び第３２条関係）

次のいずれかに該当する場合には、補助金等の交付の決定後、その決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

（１）偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき

（２）法令又は規則の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従わず、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなかったとき。

（３）補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。）をしたとき。

（４）補助金等の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるとき。

４　補助金等の返還（規則第２５条関係）

（１）１、２(３)及び３により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、市の定めた期限までにその返還をしていただきます。

（２）実績報告後に市が補助金等の額を確定した際、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、市の定めた期限までにその返還をしていただきます。

５　他の補助金等の一時停止等（規則第２６条関係）

４による補助金等の返還に応じない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

６　帳簿の備付け（規則第２９条関係）

　　補助金等の交付を受けた場合は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、整備し、５年間保存してください。